協定書(案)の事前協議について(報告) (令和2年6月10日送付分)

令和2年6月19日

大都市制度(特別区設置)協議会

事務局:副首都推進局

経 過

令和元年 12月26日

- ・第31回協議会において「特別区設置協定書(案)の作成 に向けた基本的方向性について」決定
- ・会長から協定書(案)の作成及び国との事前協議の開始 の指示

令和2年 1月 6日

・総務省あて事前協議を依頼

2月 5日

・総務省から各府省の質問、意見等(1回目)の送付

2月18日

・総務省に各府省への回答の送付

2月26日

・第33回協議会において報告

3月30日

・総務省から各府省の質問、意見等(2回目)の送付

5月25日、28日

・総務省から追加送付

6月 3日

・総務省に各府省への回答の送付

第34回協議会(R2.6.11) 報告済

6月10日

・総務省から厚生労働省の質問・意見(3回目)の送付

6月12日 ・総務省に厚生労働省への回答の送付

<協定書(案)に対する質問・意見等>

【1回目】修正意見2件、記載事項の趣旨確認等に関する質問・意見31件

【2回目】記載事項の趣旨確認等に関する質問・意見4件

第34回協議会(R2.6.11) 報告済

【3回目】修正意見1件(2頁参照)

➡厚生労働省から示された修正意見を踏まえて、協定書(案)の記載を一部修正する

各府省からの協定書(案)の修正にわたる意見とそれに対する回答

項目	府省	質問•意見	DAMES TO THE PROPERTY OF THE P
本文六特別区の設置に伴う財産処分	厚労省生働	母子父子寡婦福祉資金貸付金の既存債に関しては、国の債権管理上、母子父子寡婦福祉貸付金債権とともに特別区で一元的に管理されることが望ましいと考えていることから、協定書案の修正をご検討いただきたい。	することとする。また、 既発債のつち大阪府からの借入金の取扱いこついては、大阪府知事が別に定めるものとする。